

# 【誤りやすい事例 ① - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の兄弟姉妹が相続した場合（2割加算①）

私（国税信二郎）は、兄（国税信一郎）の死亡に伴い、妹（税務幸子）とともに兄の財産を相続しました。

なお、兄の法定相続人は、私と妹の2人です。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	氏名	相続税額	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額
コクセイ シンイチロウ	国税 信一郎	240,000	0
コクセイ シンジロウ	国税 信二郎	144,000	0

第4表

相続税額の加算金額の計算書

加算の対象となる人の氏名	各人の税額控除前の相続税額	相続税額の加算金額
国税 信一郎	240,000	0
国税 信二郎	144,000	0

誤

私と妹は、兄の法定相続人であるので、2割加算の対象とはならないと考え、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書

相続開始年月日 ▲年 5月 11日

第1表

フリガナ	氏名	相続税額	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額
コクセイ シンイチロウ	国税 信一郎	240,000	48,000
コクセイ シンジロウ	国税 信二郎	144,000	28,800

第4表

相続税額の加算金額の計算書

加算の対象となる人の氏名	各人の税額控除前の相続税額	相続税額の加算金額
国税 信二郎	144,000	28,800
税務 幸子	96,000	19,200

正

兄弟姉妹は、被相続人の二親等の血族であり、一親等の血族に該当しないため、2割加算の対象となります。

したがって、第4表を作成の上、第1表の「⑪相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入します。

## ○ 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。